

教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関
 人事委員会事務局
 監査委員事務局
 警察本部長並びに警察本部及び警察署
 労働委員会事務局

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年岩手県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 教育委員会の所掌に係る事務に関し、教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 財産の取得、管理、用途廃止及び処分（学校その他の教育機関の用に供する公有財産（以下「教育財産」という。）の管理並びに岩手県事務委任及び代決専決規則第3条第8号に規定する行政財産の用途廃止及び普通財産の処分を除く。）に関する事。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 教育委員会の事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 県営体育館に関する事。</u></p> <p><u>(9) 県営野球場に関する事。</u></p> <p><u>(10) 県営スケート場に関する事。</u></p> <p><u>(11) 県営運動公園に関する事。</u></p> <p><u>(12) 県立御所湖広域公園の艇庫に関する事。</u></p> <p><u>(13) 県営武道館に関する事。</u></p> <p><u>(14) 県営スキージャンプ場に関する事。</u></p> <p><u>(15) 県民会館に関する事。</u></p> <p>(16) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第1項及び第2項（第2号及び第8号から第16号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p>	<p>(教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 教育委員会の所掌に係る事務に関し、教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 財産の取得、管理、用途廃止、<u>処分及び交換</u>（学校その他の教育機関の用に供する公有財産（以下「教育財産」という。）の管理並びに岩手県事務委任及び代決専決規則第3条第8号に規定する行政財産の用途廃止及び普通財産の処分を除く。）に関する事。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 教育委員会の事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第1項並びに第2項第2号及び第8号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p><u>(16) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円以上の普通財産の交換に関する事。</u></p>

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) 1 件の金額又は見積りの価格500万円未満（法人その他の団体からの場合は、1,000万円未満）の寄附の受入れに関すること（博物館及び美術館への資料の寄附を除く。）。

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) 第18号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(24) [略]

(25) [略]

6 第1項第2号に掲げる事務について、教育委員会事務局の学校教育室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

7 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第8号から第16号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局の学校教育室長及び総括課長（学校教育室長又は総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）、課長並びに担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

8 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第8号から第16号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 第5項第18号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(3)～(10) [略]

(11) 第2号及び第5項第19号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(12)～(17) [略]

9 [略]

10 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第8号から第16号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室学校施設課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) 寄附（博物館及び美術館への資料の寄附にあっては、1 件の金額又は見積りの価格500万円以上（法人その他の団体からの場合は、1,000万円以上）のもの）の受入れに関すること。

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) 第19号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(25) [略]

(26) [略]

6 第1項第2号に掲げる事務について、教育委員会事務局の総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

7 第1項第1号及び第2号並びに第2項第8号に掲げる事務について、教育委員会事務局の総括課長（総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

8 第1項第1号及び第2号並びに第2項第8号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 第5項第19号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(3)～(10) [略]

(11) 第2号及び第5項第20号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(12)～(17) [略]

9 [略]

10 第1項第1号及び第2号並びに第2項第8号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室学校施設課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

る。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。

11 第1項第2号及び第2項(第8号から第16号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室営繕担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

12 第2項第5号に掲げる事務について、教育委員会事務局学校教育室生徒指導課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

13 第1項第1号に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

14 第1項第1号及び第2項第15号に掲げる事務について、教

(1)・(2) [略]

(3) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。

(4) [略]

(5) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満の普通財産の交換に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

11 第1項第2号及び第2項第8号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室営繕担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

12 第1項第2号並びに第2項第6号及び第7号に掲げる事務について、教育委員会事務局教職員課厚生福利担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 退職手当の裁定に関すること。

(2) 教育関係職員の恩給、退職年金及び退職一時金の裁定に関すること。

(3) 教育関係職員の児童手当の受給資格等の認定に関すること。

(4) 教職員互助会に対する補助金の交付に関すること。

13 第2項第5号に掲げる事務について、教育委員会事務局学校調整課生徒指導課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

14 第1項第1号に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化財課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

15 第1項第1号に掲げる事務について、教育委員会事務局生

育委員会事務局生涯学習文化課文化担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 県民会館の管理に関すること。

(4) [略]

15 第2項第16号に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化課世界遺産担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

16 第2項第8号から第14号までに掲げる事務について、教育委員会事務局スポーツ健康課施設・学校健康担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 県営体育館、県営野球場、県営スケート場、県営運動公園、県立御所湖広域公園の艇庫、県営武道館及び県営スキージャンプ場の管理に関すること。

(2) 野外活動センター条例（昭和49年岩手県条例第18号）第2条第2項の規定により知事が承認することとしている利用料金に関すること。

17 第1項第2号並びに第2項第6号及び第7号に掲げる事務について、教育委員会事務局教職員課厚生福利担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 退職手当の裁定に関すること。

(2) 教育関係職員の恩給、退職年金及び退職一時金の裁定に関すること。

(3) 教育関係職員の児童手当の受給資格等の認定に関すること。

(4) 教職員互助会に対する補助金の交付に関すること。

18 [略]

19 [略]

20 第1項第2号並びに第2項第8号から第13号まで及び第15号に掲げる事務について、教育長が指定する職員は、次の事項のうちあらかじめ教育委員会事務局教育企画室長が指定したものを専決することができる。

(1) [略]

(2) 県営体育館、県営武道館及び県民会館に係る休館日以外の日における臨時の休館又は休館日における臨時の開館の承認に関すること。

(3) 県営野球場及び県営スケート場に係る休場日以外の日における臨時の休場又は休場日における臨時の開場の承認

生涯学習文化財課生涯学習担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 野外活動センター条例（昭和49年岩手県条例第18号）第2条第2項の規定により知事が承認することとしている利用料金に関すること。

(4) [略]

16 第2項第8号に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化財課文化財課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

17 [略]

18 [略]

19 第1項第2号に掲げる事務について、教育長が指定する職員は、次の事項のうちあらかじめ教育委員会事務局教育企画室長が指定したものを専決することができる。

(1) [略]

に関すること。

(4) 県営運動公園及び県立御所湖広域公園の艇庫に係る次の事項に関すること。

ア 占用の許可

イ 占有期間の満了等に係る原状回復等の措置についての指示

ウ 占有の許可の取消し、効力の停止若しくは条件の変更又は行為若しくは工事の中止等の命令及び当該処分に係る聴聞

エ 届出（県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号）第11条第6号に係る届出を除く。）の受理

（人事委員会事務局の職員に補助執行させる事務）

第5条 人事委員会の所掌に係る事務に関し、人事委員会事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) 財産の取得、管理、用途廃止及び処分に関すること。

(2)・(3) [略]

2 前項に掲げる事務について、人事委員会事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) 1件の金額又は見積りの価額500万円未満（法人その他の団体からの場合は、1,000万円未満）の寄附の受入れに関すること。

(15) [略]

(16) [略]

(17) 第1号、第3号、第11号及び第15号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。

(18) 第8号、第13号及び第14号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(19) [略]

3 第1項に掲げる事務について、人事委員会事務局職員課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

（人事委員会事務局の職員に補助執行させる事務）

第5条 人事委員会の所掌に係る事務に関し、人事委員会事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) 財産の取得、管理、用途廃止、処分及び交換に関すること。

(2)・(3) [略]

2 前項に掲げる事務について、人事委員会事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円以上の普通財産の交換に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) 寄附の受入れに関すること。

(16) [略]

(17) [略]

(18) 第1号、第3号、第12号及び第16号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。

(19) 第8号、第14号及び第15号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(20) [略]

3 第1項に掲げる事務について、人事委員会事務局職員課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(7) 前項第13号に規定する以外の国庫支出金に関する事
。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) 第5号及び第9号に規定する以外の1件の金額1億
5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その
他の行為をすること。

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

4 [略]

(監査委員事務局の職員に補助執行させる事務)

第6条 監査委員の所掌に係る事務に関し、監査委員事務局の
職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) 財産の取得、管理、用途廃止及び処分に関する事
。

(2)・(3) [略]

2 前項に掲げる事務について、監査委員事務局長の専決でき
る事項は、次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) 1件の金額又は見積りの価額500万円未満（法人その
他の団体からの場合は、1,000万円未満）の寄附の受入れ
に関する事。

(15) [略]

(16) [略]

(17) 第1号、第3号、第11号及び第15号に規定する以外の
1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること

(6) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満の
普通財産の交換に関する事。

(7) [略]

(8) 前項第14号に規定する以外の国庫支出金に関する事
。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) 第5号及び第8号に規定する以外の1件の金額1億
5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その
他の行為をすること。

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

4 [略]

(監査委員事務局の職員に補助執行させる事務)

第6条 監査委員の所掌に係る事務に関し、監査委員事務局の
職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) 財産の取得、管理、用途廃止、処分及び交換に関する
事。

(2)・(3) [略]

2 前項に掲げる事務について、監査委員事務局長の専決でき
る事項は、次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円以上の
普通財産の交換に関する事。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) 寄附の受入れに関する事。

(16) [略]

(17) [略]

(18) 第1号、第3号、第12号及び第16号に規定する以外の
1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること

。
(18) 第8号、第13号及び第14号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(19) [略]

3 第1項に掲げる事務について、監査委員事務局監査第一課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) 前項第13号に規定する以外の国庫支出金に関すること

。

(10) [略]

(11) [略]

(12) 第2号、第3号、第7号、前号及び第21号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為（複写機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約を除く。）をすること。

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) 第5号及び第9号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

（警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務）

第7条 公安委員会の所掌に係る事務に関し、警察本部長並びに警察本部及び警察署の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) 財産の取得、管理、用途廃止及び処分（岩手県事務委任及び代決専決規則第3条第8号に規定する行政財産の用途廃止及び普通財産の処分を除く。）に関すること。

。
(19) 第8号、第14号及び第15号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(20) [略]

3 第1項に掲げる事務について、監査委員事務局監査第一課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満の普通財産の交換に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 前項第14号に規定する以外の国庫支出金に関すること

。

(11) [略]

(12) [略]

(13) 第2号、第3号、第8号、前号及び第22号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為（複写機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約を除く。）をすること。

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) 第5号及び第10号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

（警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務）

第7条 公安委員会の所掌に係る事務に関し、警察本部長並びに警察本部及び警察署の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) 財産の取得、管理、用途廃止、処分及び交換（岩手県事務委任及び代決専決規則第3条第8号に規定する行政財産の用途廃止及び普通財産の処分を除く。）に関すること

。

- (2)・(3) [略]
- 2 [略]
- 3 前2項に掲げる事務について、警察本部長の専決できる事項は、次のとおりとする。
- (1)～(10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) 1件の金額又は見積りの価額500万円未満（法人その他の団体からの場合は、1,000万円未満）の寄附の受入れに関すること。
- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) 第2号、第4号、第15号及び第18号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。
- (21) 第9号、第16号及び第17号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。
- (22) [略]
- (23) [略]
- 4・5 [略]
- 6 第1項及び第2項に掲げる事務について、警察本部会計課長の専決できる事項は次のとおりとする。
- (1)～(5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]

- (2)・(3) [略]
- 2 [略]
- 3 前2項に掲げる事務について、警察本部長の専決できる事項は、次のとおりとする。
- (1)～(10) [略]
- (11) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円以上の普通財産の交換に関すること。
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) 寄附の受入れに関すること。
- (19) [略]
- (20) [略]
- (21) 第2号、第4号、第16号及び第19号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。
- (22) 第9号、第17号及び第18号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。
- (23) [略]
- (24) [略]
- 4・5 [略]
- 6 第1項及び第2項に掲げる事務について、警察本部会計課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
- (1)～(5) [略]
- (6) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満の普通財産の交換に関すること。
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]

(15) [略]

(16) 第3項第16号に規定する以外の国庫支出金に関する
こと。

(17) [略]

(18) [略]

(19) 第2号、第3号、第12号及び前号に規定する以外の1
件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為（複写機の賃
貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札
及び契約を除く。）をすること。

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) 第5号及び第16号に規定する以外の1件の金額1億
5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その
他の行為をすること。

(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

(28) [略]

7～11 [略]

（労働委員会事務局の職員に補助執行させる事務）

第8条 労働委員会の所掌に係る事務に関し、労働委員会事務
局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) 財産の取得、管理、用途廃止及び処分に関すること。

(2)・(3) [略]

2 [略]

3 前2項に掲げる事務について、労働委員会事務局長の専決
できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) 1件の金額又は見積りの価額500万円未満（法人その
他の団体からの場合は、1,000万円未満）の寄附の受入れ
に関すること。

(15) [略]

(16) [略]

(17) 第3項第17号に規定する以外の国庫支出金に関するこ
と。

(18) [略]

(19) [略]

(20) 第2号、第3号、第13号及び前号に規定する以外の1
件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為（複写機の賃
貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札
及び契約を除く。）をすること。

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) 第5号及び第17号に規定する以外の1件の金額1億
5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その
他の行為をすること。

(26) [略]

(27) [略]

(28) [略]

(29) [略]

7～11 [略]

（労働委員会事務局の職員に補助執行させる事務）

第8条 労働委員会の所掌に係る事務に関し、労働委員会事務
局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) 財産の取得、管理、用途廃止、処分及び交換に関する
こと。

(2)・(3) [略]

2 [略]

3 前2項に掲げる事務について、労働委員会事務局長の専決
できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円以上の
普通財産の交換に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) 寄附の受入れに関すること。

(16) [略]

(16) [略]

(17) 第1号、第3号、第11号及び第15号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。

(18) 第8号、第13号及び第14号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

4 第1項に掲げる事務について、労働委員会事務局審査調整課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) 前項第13号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(10) [略]

(11) [略]

(12) 第2号、第3号、第7号及び前号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為（複写機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約を除く。）をすること。

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) 第5号及び第9号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(17) [略]

(18) 第1号、第3号、第12号及び第16号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。

(19) 第8号、第14号及び第15号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

4 第1項に掲げる事務について、労働委員会事務局審査調整課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満の普通財産の交換に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 前項第14号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) 第2号、第3号、第8号及び前号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為（複写機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約を除く。）をすること。

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) 第5号及び第10号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。